## 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人日本体操協会(以下、「本会」という。)の定款第18条及び第33条の 規定に基づき、本会の役員及び評議員の報酬並びに費用に関し、法令に定めるもののほか必要な事項 を定める。

(役員等)

第2条 この規程において役員とは理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。

(報酬)

第3条 この規程において報酬とは、役員等に支給する報酬をいう。

(費用)

第4条 この規程において費用とは、役員等の職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費含む)、 手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬額)

第5条 役員等の報酬は年俸とし、一人当たり0円から10万円の間とする。ただし、各年度の報酬総額は定款第18条及び第33条の規定に基づくものとする。なお、評議員については評議員で、理事については理事会で、監事については監事の協議により決定する。

(支払い)

第6条 本会は、役員等がその職務の執行に当たって負担する費用を支払うものとする。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に際し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人日本体操協会の設立の登記の日から施行する。

平成 24 年 12 月 9 日 制定